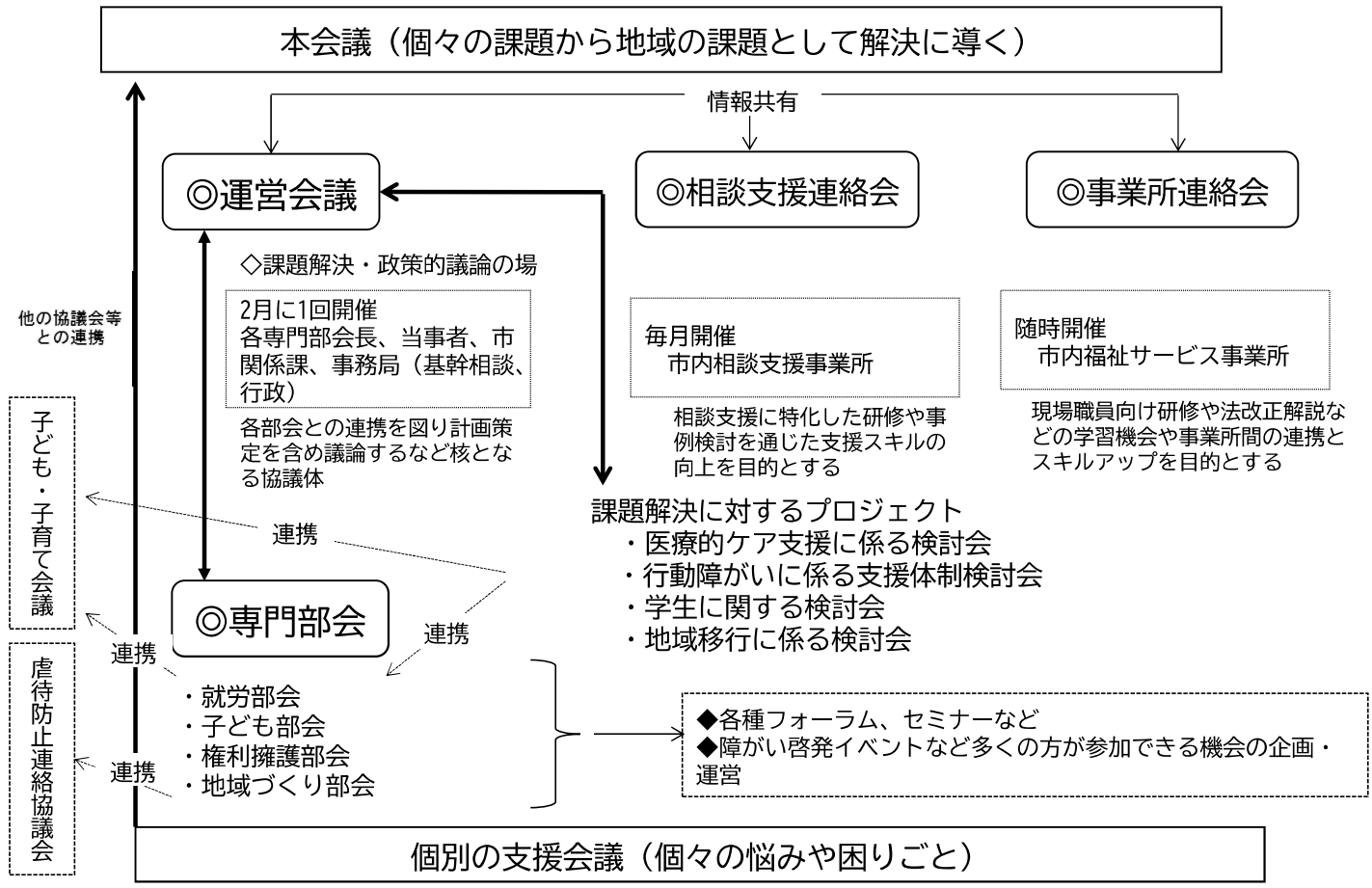


令和6年度～ 半田市障がい者自立支援協議会体制図



運営会議 （協議会）	相談支援連絡会 （基幹相談支援センター 委託2名）	事業所連絡会 （地域生活支援拠点等 委託0人）
人材育成	・GSB ・実習 ・勉強会 ・インターバル	・勉強会 ・現場向け研修
緊急時対応	・支援者支援 ・委託の対応	
地域移行	・地域移行に係る検討会 ・指定一般支援のフォローアップ	
事業所支援	・モニタ結果検証 ・出向	
専門相談	・同行支援 ・医療的ケア ・行動障害	

↓ R6年度～

	（基幹相談支援センター 委託2名）	拠点コーディネーター配置（1名）
人材育成	・GSB ・実習 ・勉強会 ・インターバル	・勉強会 強化 ・現場向け研修 ・事業所意見交換会 新規
緊急時対応	・支援者支援 強化	・委託の対応
地域移行		・地域移行に係る検討会 ・指定一般支援のフォローアップ 強化
事業所支援	・モニタ結果検証 強化 ・出向	・事業所訪問 連絡担当者 新規
専門相談	・同行支援 強化	・医療的ケア ・行動障害

機能（１）相談

●相談体制の確保

基幹相談支援センター、委託相談支援事業を半田市障がい者相談支援センター（半田市社会福祉協議会）が受託している。当センターについては、緊急時の連絡体制の確保に係る地域定着支援、施設・病院等からの地域移行に係る地域移行支援についても併せて提供可能であり、相談体制の中核を担っている。（機能強化型サービス利用支援費１）

また、市内の相談支援事業所に対する支援として、初回訪問への同行や職員の出向受け入れを行うことで量・質双方の向上に努めており、児者ともにセルフプランの利用率はゼロとなっている。

機能（１）相談

事前把握

医療的ケアが必要な障がい児者について、医療的ケア支援に係る検討会にて現況の把握及び事例検討等を行っている。

また、強度行動障がい者について、聞き取り調査を行い現況及びニーズの把握を行っている。

この他、緊急時・災害時対応プランという様式を作成し、緊急にしないための予防対応を進めるとともに、緊急連絡先等の収集を事前に行っている。（当該プランについては、緊急時＝主介護者の入院等のみでなく災害時＝自然災害時についても検討できるような様式で作成している。）

機能（２）緊急時の受入れ・対応

緊急の相談体制の確保の他、具体的な緊急時の受け入れ先確保を目的として半田市緊急ショートステイ事業を実施している。（市内の事業者と協定を締結）

なお、緊急時の対応は障がい分野に限らないものであることから、複数分野を包括した形で事業が設計されている。

その他、令和６年度からは市営住宅の空き住戸の一部活用についても対応しており、同じく市内事業者と協定を締結のうえ、緊急時の受け入れ先の範囲に含めている。

【参考】 緊急時・災害時対応プラン

- ①主介護者の体調不良等の際、対応が困難なケース（他の家族等の連絡先が確認できず連絡が取れない、日頃から施設を利用していなかったため受け入れができない等）が複数発生した。
- ②令和３年の災害対策基本法改正により、個別避難計画（高齢者や障害者等自ら避難することが困難な方＝避難行動要支援者の避難計画）の作成が市の努力義務として位置づけられた。

以上のことを踏まえ、半田市においては緊急時・災害時を双方組み合わせたプラン（兼個別避難計画）を作成することとし、市内相談支援事業所に事業の説明及び作成協力依頼を行った。

このプラン作成においては、利用者・家族・相談支援専門員に改めて緊急時等まで含めて考えて貰う機会にするとともに、サービス更新の際には都度見直しを依頼している。

[illegible]

緊急時（自然災害時以外）	介護者不在の際のチェックフロー	普段自分を介護してくれる同居の家族等がいるか？ ※いる場合は下記のチェックフローを確認	いる ☐	いない (GH含む) ☐	どちらか、必要な支援にチェック ☐ 施設への一時入所が必要 →次の選択肢へ ☐ ヘルパー等居宅での支援が必要 【主に支援が必要な内容】 緊急時に相談する先※相談支援員等 【氏名】 連絡先	現在、短期入所やグループホームの体験を利用していますか？ ☐ YES 施設名 _____ ☐ NO ⇒受け入れ経験の無い利用者が突然利用することは極めて困難です。事前に利用を行い実績を作っておくことが重要です。相談員に相談してください。
		同居家族が不在の時に他介護をしてくれる人があるか？ YES ☐ 連絡先 【氏名】 【連絡先】 介護者の調整が必要か？ NO ☐	YES ☐	NO ☐		

【災害時】記載項目の一部

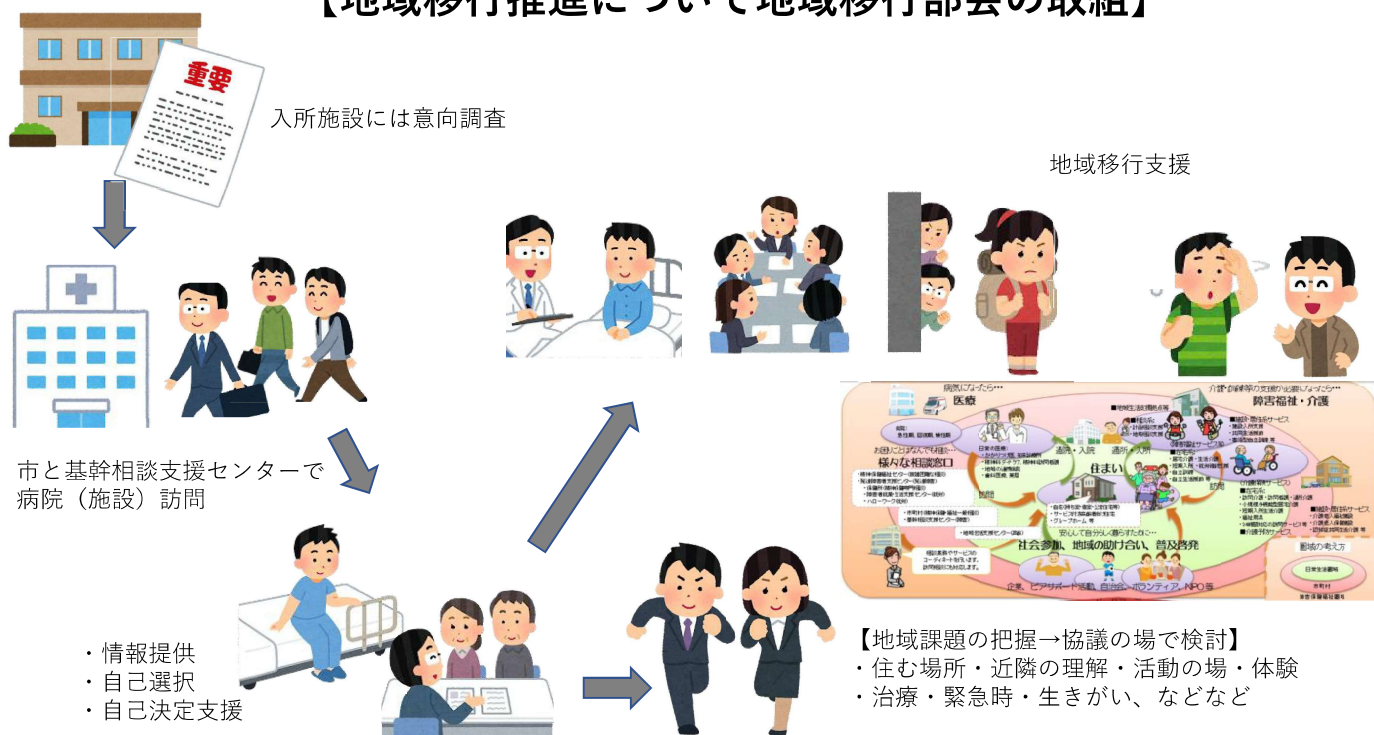
避難に関する事項	想定されるリスク			避難先		避難方法	
	風水害	洪水	☐			徒歩 ☐	
		高潮	☐			車椅子	手動 ☐
		土砂災害	☐				電動 ☐
	※風水害時に想定されるリスク（洪水・高潮・土砂災害）が無いとき ➡自宅避難も可能です。					ストレッチャー ☐	
地震	想定されるリスク			避難先		その他	
	津波	☐					
		土砂災害 (風水害該当時、 地震も該当)			☐		
※地震時に想定されるリスク（津波・土砂災害）が無いとき ➡自宅避難も可能です。							
事前	避難袋の準備			有 ☐	無 ☐	避難訓練への参加	
						有 ☐	無 ☐
発災時 避難行動	時期	項目		判断基準		詳細（1または2のとき記載）	
		避難の必要性の理解や判断への支援の要否			0 = 自力で可能 1 = 一部支援要 2 = 全面的支援要 ※ 0 以外は詳細を記載		
		情報入手への支援の要否					
		避難行動（移動）への支援の要否					

機能（３）体験の機会・場

地域移行について

施設入所者に対する地域移行に係るアンケート調査を実施するとともに、その結果を踏まえた訪問、グループホームや日中支援の場の見学・体験等の利用支援を行い、地域生活への移行を促進している。精神科病院の長期入院者に対しては、新型コロナウイルス感染症等による活動の制限があったことで一部の病院に留まっているものの、入院者への面談を行い本人の意向や状況の確認を行っている。また、その後については必要に応じて地域移行支援に繋ぎ、具体的なサービス調整含め対応している。

【地域移行推進について地域移行部会の取組】



機能（３）体験の機会・場

体験の機会・場について

短期入所やグループホームの体験利用といった既存の制度では対応できない利用者もいるため、市内事業所へ協力の依頼を行ったうえで、普段通所している事業所等で宿泊の体験の機会・場を得られるよう地域生活支援事業に体験的宿泊事業を整備した。

また、令和４年度からは一人暮らしに近いような形で体験的宿泊事業が行えるよう、ワンルームアパートと同等の施設を持つ救護施設に協力を依頼し、そういったニーズにも対応できるよう対応している。

【参考】半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱

（実施事業所）

第5条 事業を実施できる事業者は、法に定める短期入所事業、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助事業若しくは自立訓練を実施している事業者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを実施している事業者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設を運営する事業者であって、別表第1に定める人員及び設備に関する基準を満たすものとする。

別表第1（第5条関係）人員及び設備に関する基準

項目	内 容
人員基準	・施設利用者が3名以下の場合は、施設従事者を1名以上配置し、施設利用者が4名以上の場合は2名以上配置すること。
設備基準	・施設利用者定員は6名とする。 ・居室1室あたりの定員は設けないものとする。 ・居室を地階に設けてはならない。 ・施設利用者1名あたりの床面積は8平方メートル以上（収納設備を除く。）であること。 ・寝台又はこれに代わる設備を有すること。 ・各居室にブザー又はこれに代わる設備を有すること。 ・食事の提供に支障がない広さを有する食堂を有すること及び調理に必要な備品を有すること。 ・入浴設備を有すること。ただし、民間施設等での入浴が可能な場合はこの限りではない。
備考	・人員及び設備の基準を満たしている場合でも、設備の衛生状態等により宿泊に適していない環境であると判断した場合は実施を認めない場合がある。

機能（４）専門的人材の養成・確保

事業所連絡会での各種研修、強度行動障がい支援者養成研修の開催、喀痰吸引研修や重度訪問介護研修の受講料補助等専門的人材の養成・確保に取り組んでいる。

【市で企画、実施】

- ・事業所連絡会での各種研修
- ・強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）

【当初は市で企画、実施。後に補助に変更】

- ・喀痰吸引等研修（３号研修）基本研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）

【参考】事業所連絡会での各種研修

現場職員向け研修

障がいの特性によって対応の際に留意する点等が異なるため、実際の現場で支援を行っている職員向けの研修を毎年度実施

《令和６年度内容》

- ①半田市の福祉サービスや社会資源
- ②発達障がいの疑似体験と家族の思い
- ③発達障がい児へのほめ方、しかり方
- ④身体障がいのある方への支援のポイント
- ⑤高次脳機能障がいのある方への支援のポイント
- ⑥精神障がいのある方への支援のポイント
- ⑦ピアサポートの意義

行動障がいに係る支援体制検討会 現在の取り組み（実施事業）

【定例事業】

基礎研修＋基礎フォローアップ研修：毎年度

実践研修＋実践フォローアップ研修：隔年（令和6年度については、報酬改定により強行関連加算が大きく見直されたことから令和5年度に引き続いて実施した。）

指導者研修への推薦派遣

専門家派遣事業

【その他事業】

重度の行動障がいを有する方への聞き取り調査

21

専門家派遣事業について

困難ケースへの介入、支援の組み立てをチームで行う事業として、検討会（自立支援協議会：行動障がいに係る支援体制検討会）のメンバーを派遣する専門家派遣事業に取り組んでいる。

令和5年度については市内の2事業所に対して行ったため、この結果を踏まえて内容や形式について適宜見直しを図っていく予定。

【活用事例】

- ①家庭への支援ケース（サービス未利用世帯）
- ②事業所への支援ケース

22

事業所の皆さんにお願いしたいと考えていること

※事業所の業務として新たな業務をお願いしたいわけではありません！

通所事業所・グループホーム・ヘルパー事業所等

①事業所での利用者や家族の状態変化を確認した場合に担当相談員あるいは拠点コーディネーターに共有（予防的支援）

②障害福祉サービス事業者は「連絡担当者」の設置

相談支援事業所

③相談支援事業所から緊急対応した場合の情報共有（報告様式は別途作成）



④R7.4月頃から各事業所に訪問し説明をさせていただきます。

R7年度拠点コーディネーター訪問事業からの抜粋

◎コーディネーターの役割

●緊急時に備えた相談・緊急時の対応

【予防】

- ・連絡担当者の人材育成→事業所連絡会
- ・連絡担当者との連携の仕組み→事業所連絡会
- ・相談支援事業所との連携の仕組み→モニタリング結果の検証等で基幹との協働
- ・緊急時災害時支援計画の促進（緊急の備えを考える）→基幹との協働

【対応】

- ・緊急時対応の相談員へのフォローアップ→基幹との協働

【分析】

- ・市内の緊急対応（地域定着の緊急対応も含む）の報告を集約して傾向の分析と対策

●地域移行の推進

【体験の機会・場の確保】

- ・宿泊体験の事業所と利用数を拡充→事業所・当事者家族への啓発
- ・地域移行・定着→病院・施設への啓発（アンケート等）
 - 地域移行検討会と協働→対象者に対する意思表示支援・情報保障（訪問）
 - 地域移行検討会との共催→指定一般事業所への紹介等
 - 地域移行検討会との共催

③緊急対応報告様式について

対象

- 相談支援事業所

報告先

- 地域福祉課

報告タイミング

- 緊急対応を行った後

報告期限

- 対応を行った翌月15日頃を検討中

相談支援専門員による緊急対応に係る報告書

事業所名					
担当相談員					
受給者証番号					
家族構成					
障がい種別	身体	精神	知的	障害	児童
手帳等情報					
自立支援（精神通院）					
支給決定サービス					
事由発生日					
ケース概要					
対応内容					
今後の対応					

緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例

「緊急事態」とは「障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人の支援が見込めない事態等」とされています。緊急事態の相談・対応には、次のような場合が考えられます。

1. 障害のある人と同居しているご家族が、病気や事故、急用等で障害のある人のお世話が一時的あるいは継続的にできない状況になった時の急場の対応が必要な場合。
2. 障害のある人が、パニックなどによる自傷・他害・大声を上げ続けるなどの症状により、同居しているご家族ではご本人の対応が困難な状態になった場合。
3. DVや虐待等により、障害のある人が家庭以外の場に避難・保護する必要がある場合。
4. 施設やグループホームを飛び出したため、居場所を確保する必要がある場合。
5. 火災等により自宅で生活することができなくなり、避難する必要がある場合。
6. 居所不明の障害のある人が保護され、一時的な居所の提供を依頼された場合。
7. その他、緊急事態の相談・対応が必要な場合。

◎連絡担当者

- 1.緊急時の対応方法の把握
(利用者の緊急時・災害時支援計画の確認・保管)
- 2.事業所での利用者の状態変化や家族の状態変化によって、緊急対応に至る前の予防的対応や関係機関への連絡調整を行う。
- 3.利用者及び同居家族の状態の変化を把握した場合の相談員への報告
- 4.事業所連絡会（研修会）等への参加

◎相談支援専門員

- 1.緊急時の対応方法の把握
(利用者の緊急時・災害時支援計画の確認・保管)
- 2.事業所での利用者の状態変化や家族の状態変化によって、連絡担当者からの報告を受け緊急対応に至る前の予防的支援を行う。
- 3.将来の暮らしの希望や緊急時支援のアセスメントを行う
(必要に応じて体験的宿泊等の調整)
- 4.実際の緊急時支援の対応とコーディネーターにその報告を行う。

◎行政

- 1.緊急対応の予防として、緊急時災害時対応プランの作成依頼と集約を行う。また相談支援事業所・福祉事業所・基幹・コーディネーター・地域支援者への情報提供。
- 2.自立支援協議会での地域生活支援拠点に係る協議の場の設定。
(関係部会等：まちづくり部会・事業所連絡会・子ども部会・地域移行検討会・相談支援連絡会等)
- 3.緊急時における支給決定と措置対応（受け入れ事業所への連絡調整）

◎基幹

- 1.相談事業所へのモニタリング検証の共同実施
- 2.緊急時災害時支援計画の促進の共同実施
(緊急対応の体制について、コーディネーターと検討)
- 3.実際の緊急時の相談員へのフォローアップをコーディネーターと共同実施